

令和4年12月7日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 山崎 昭太郎

溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第8条第1項及び第32項の規定に基づき、「溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令」（令和4年政令第372号）が制定され、下記のとおり、溶融亜鉛めっき鉄線に対して不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

下記表に掲げる溶融亜鉛めっき鉄線で、令和4年12月8日から令和9年12月7日までの期間に輸入されるもの（大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下、単に「中国」と表記。）を原産地とするものに限る。）

ただし、電気めっきによる工程を経て製造したものである旨が経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が輸入申告等の際に税関長に提出されたものを除く。

対象となる物品	統計品目番号（注）
関税定率法の別表第7217.20号のうち、いずれにも該当するもの (1) 炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの (2) 横断面の最大寸法が1.5mmを超えるもの (3) 法の別表第79類の号注1(a)の亜鉛(合金を除く。)をめっきしたもの (4) 横断面が円形又はだ円形のもの	7217.20-011
関税定率法の別表第7229.90号のうち、いずれにも該当するもの (1) ほう素の含有量が全重量の0.0008%以上0.007%以下のもの (2) 法の別表第72類の注1(f)に掲げるほう素以外の元素の含有量が全重量に対してそれぞれ同表第72類の注1(f)に掲げる割合未満のもの	7229.90-920

(3) 炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの (4) 横断面の最大寸法が1.5mmを超えるもの (5) 法の別表第79類の号注1(a)の亜鉛(合金を除く。)をめっきしたもの (6) 横断面が円形又はだ円形のもの	
---	--

(注) 別表第7217.20号又は第7229.90号に掲げる物品には不当廉売関税の対象となる貨物も含まれますが、令和4年12月8日以降に統計に計上される貨物については、統計細分が新設されます。

2. 不当廉売関税の税率

原産地	税率
大韓民国	24.5% (ただし、韓国線材 (HANKUK STEEL WIRE CO., LTD.) により生産された上記1.の貨物にあっては、9.8%)
中国	41.7% (ただし、ベカルト (青島) 鋼線産品有限公司 (BEKAERT (QINGDAO) WIRE PRODUCTS CO., LTD.) により生産された上記1.の貨物にあっては、26.5%)

別表第7217.20号及び第7229.90号に掲げる物品の関税率(WTO協定税率)は無税です。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門 (06-6576-3313) までお問い合わせください。
--